

「法華経要文和歌懐紙」の伝来と復元

——立命館本を中心として——

羽田 聡 (京都国立博物館学芸課研究員)

E-mail hada-s@kyohaku.go.jp

はじめに

現在、学校法人立命館の所蔵する重要文化財「法華経要文和歌懐紙」は、藤井孝昭（一九一三〜八三、敬称略、以下おなじ）の旧蔵品である。立命館大学出身の藤井は、中学校・高等学校の教員として教育に従事する一方、コレクターとして生涯にわたり美術工芸品を蒐集したことで知られる。そのコレクションは没後、散逸を憂慮した遺族が昭和五九年（一九八四）に財団法人藤井永観文庫を設立し保存に努めてきたが、平成一七年（二〇〇五）に解散し、財団の所有するコレクションは学校法人立命館に寄贈されるにいたった¹。

このとき寄贈されたのは宸翰三二点、墨跡・古筆・古文書七五点、古写経三六点、古典籍・刊本九二点、拓本一二三点、仏画二七点、絵画二六点、工芸品七点、染織一六点の計四三三点で、学術的にも貴重なものが多い²。なかには五点の重要文化財がふくまれており、「法華経要文和歌懐紙」はそのうちのひとつということになる。

この懐紙は、法華経二八品のうち如来寿量品第一六より法師功德品第一九にいたる要文を歌題とし、それらに結縁した光厳天皇（一三三三〜六四）や徽安門院（花園天皇皇女）、あるいは尊円法親王な

ど一九名が詠進したもので、二三枚を継いで一巻となっている（図1―1〜23）。現在は剥がされているが、紙背には版経の痕跡をどめることから、本来は供養経として作成されたものである³。後述するように、文和三年（一三五四）一月、花園天皇の七回忌にあたり追善のため作成されたといわれており、一類の懐紙は妙満寺、金沢市立中村記念美術館、財団法人大東急記念文庫、常照皇寺、出光美術館、財団法人陽明文庫にも存在することが知られている。

本稿では、学校法人立命館の所蔵する「法華経要文和歌懐紙」を中心にして、一類の懐紙の伝来についてのべるとともに、紙背にのこされた版経の痕跡から、当初の姿を復元することを試みる。なお、他所の所蔵する懐紙も作品名称は「法華経要文和歌懐紙」なので、それぞれを区別するため、以後は立命館本、妙満寺本、中村記念美術館本、大東急本、常照皇寺本、出光美術館本、陽明文庫本と称することとする。



図1-5 正親町公蔭



図1-1 光厳天皇



図1-6 正親町忠季



図1-2 広義門院



図1-7 儀子内親王



図1-3 進子内親王



図1-8 覚誉法親王



図1-4 尊円法親王



図1-13 楊梅兼親



図1-9 徽安門院



図1-14 進子内親王



図1-10 尊道法親王



図1-15 按察三位典侍

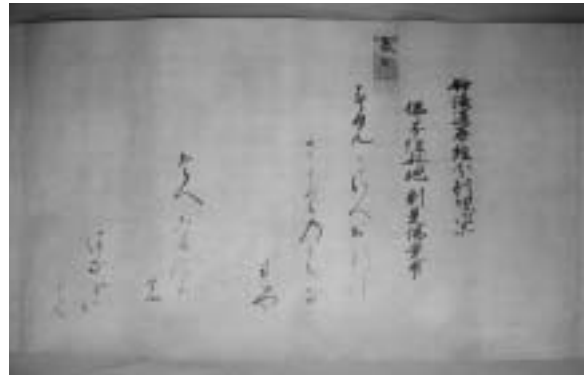


図1-11 春日

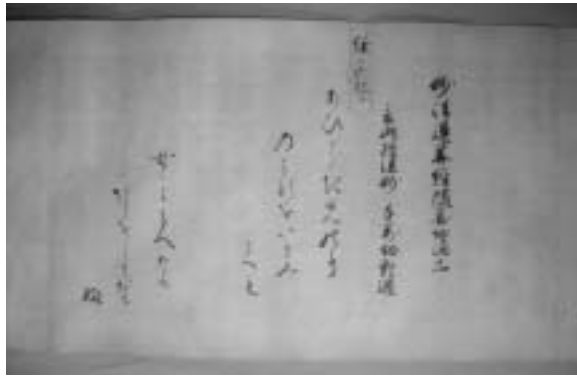


図1-16 儀子内親王

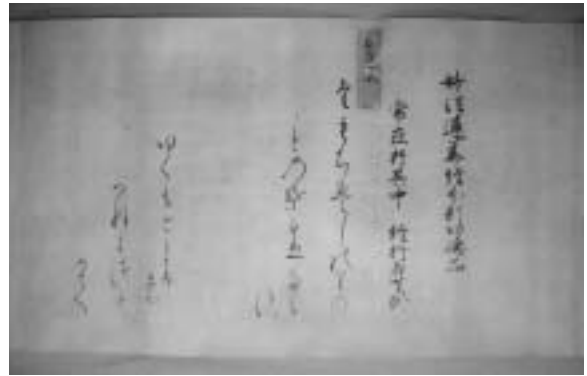


図1-12 一条

(六七)



図1-21 正親町公蔭



図1-17 法守法親王

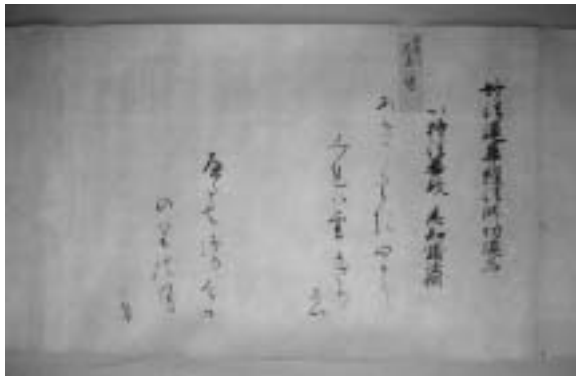


図1-22 右衛門督



図1-18 庭田重資



図1-23 尊円法親王



図1-19 小宰相



図1-20 院別当

一 調査・研究の軌跡

ここで、近世における蒐集や鑑賞の歴史とはべつに、資料的価値の確認という点で、これらの懐紙がどのように見いだされ、研究されたかをたどると、三つの画期がみられる。

まず最初は、昭和一六年から二〇年にかけて、京都府学務部社寺課において調査主任・赤松俊秀（一九〇七〜七九）を中心に行われた京都府寺院重宝調査である。このとき作成された調書は「京都府寺院重宝台帳」、あるいは調査の主導者にちなみ「赤松調書」とよばれ、原本一一七冊が京都府に所蔵されるほか、京都府立総合資料館および京都国立博物館に複製本が配架されている。

七〇冊目には、泉徳寺・願照寺・願楽寺とともに妙満寺があげられており、そのなかに「法華経和歌」、すなわち妙満寺本の調書も綴じられている。あまり目に触れる機会もないと思われるので、原文のまますべてを引用しておく。

法華経の各品について、その経意を詠じた和歌の懐紙を集めて一巻となしたものである。

懐紙は概ね作者の名を載せておると、巻首の四枚及び巻中の一枚のみはこれを欠いてゐる。

しかるに別に琴山の極札があり、その云ふところは、書風と一致するものがあつて信ぜられるものがある。

即ち巻首より述べると光厳天皇、徽安門院、進子内親王、（又）進子内親王、勸修寺経顕、中山定宗、庭田重資、正親町忠季、儀子内親王（御名欠）、正親町公蔭、洞院公賢、法守法親王、尊円法親王、尊道法親王、覚誉法親王、三条実熙、坊門為名、正親町実文、楊梅兼親、見円、がそれであるとせられてゐる。

何故に一巻に集められたかは、詳らかでないが、紙面の経の文字

が逆映りしてゐるところより見れば、もとは供養経の紙背で、中途に事情があつて、表裏が分離したのではないかと考へられる節がある。但し紙質よりしては、必ずしも表裏分離は確信できないことは、注意せねばならない。

然らば誰のための供養かと云へば、作者の顔ぶれからして、花園天皇の御ためではないかと思はれる。

つまり、妙満寺本について、

- ① 光厳天皇など一九名二〇首で一巻をなしている
- ② 紙背には經典の痕跡があり、もとは供養経として作成された
- ③ 確証はないが、いつの頃か相剥ぎされ、表裏が分離した
- ④ 詠者の顔ぶれから花園天皇のために作成された可能性が高いことを指摘している。

調査を主導した赤松は、直後に論文を発表し、④に関してつぎのようにのべている。

この御懐紙は、従来世に知られてゐないもので、京都府の寺宝調査で始めて世に出たものであるが、文和三年一月、天皇が南山に於いて、御養育の恩を負はれた花園天皇の七回の聖忌を迎へられ、その御追善の御供養のために、妃の徽安門院を始め、内親王、法親王、公卿等に勅して、法華経要文の和歌を奉らしめた際、自ら詠せられた和歌のうち一枚であることは、この宸翰と一巻をなしてゐる懐紙の研究に依つて、明らかである。

注には「その典拠に就いては、他日公けにするが、新千載集の覚誉法親王の和歌の御調書が最大の史料である。」と記し、御子左為定が撰して延文四年（一三五九）に成立した「新千載和歌集」九〇六番歌（覚誉法親王）の詞書から、妙満寺本は文和三年一月の花園天皇七回忌にさいして追善供養のため作成されたことを指摘した。②についてはその後、紙背にのこる經典の痕跡は法華版経であると、し、

常照皇寺本や中村記念美術館本の存在にも言及している⁷⁾。

総じて、調査で妙満寺本を見いだした赤松は、形態・作成・類品などの検討を通じ、現在、「法華経要文和歌懐紙」について通説となっている解釈を打ちだしたことになり、その功績は大きいと言わざるを得ない。

つづいて、これらの懐紙が注目されたのは、中世歌壇史、とりわけ南北朝期における京極派和歌の重要資料と認識されてからである。

その第一人者である井上宗雄は、反町茂雄蔵本をもとに昭和二十四年八月、東京大学史料編纂所により作成された「法華和歌」と題する影写本を見いだし、

①光厳天皇など一九名二三首という構成である

②詠者がすべて持明院統にゆかりの人物である

③法華経二八品すべてにわたる歌はなく、残欠本かもしれないが、花園天皇七回忌と関わる

ことを指摘した⁸⁾。ここで井上が参照したのは、①および③からして立命館本であることに疑いなく、同本はかつて反町が所蔵していたことになる。③はすでに赤松により指摘されたところであるが、②で詠者の分析を行い、資料としての性格付けがなされた点は重要であろう。

これをうけて岩佐美代子は、妙満寺本、立命館本、中村記念美術館本、大東急本、常照皇寺本、出光美術館本、陽明文庫本を収集し、

①二六名五四百分の懐紙が確認できる

②その書式は詠者の身分により決まっていた

③法華経の品ごとに懐紙を排列すると、各品への詠者の割り当てに一定の法則がある

④妙満寺本は全く巻序を追わないが、立命館本はきれいに巻序を追って排列されている

ことを指摘する⁹⁾。各所に散逸する懐紙を収集し、本来のならびを再構築したうえで、詠者の身分による書式の相違、出自などを検討し、中世歌壇史における位置づけを明確にした点でひとつの到達点といえる。その後、①に関して村田正志は、

しかしして同和歌の一部の原本が、妙満寺・藤井孝昭氏・常照皇寺・五島美術館・前田家(旧蔵)・里見忠三郎氏(旧蔵)などに伝存しており、なお我家旧蔵古筆写中にも数通が見えている。とのべている¹⁰⁾。村田のいう「五島美術館」「前田家(旧蔵)」「久我家旧蔵古筆写」は、それぞれ大東急本、中村記念美術館本、陽明文庫本に相当するが、「里見忠三郎氏(旧蔵)」については不明である。

こうした過程をへて学術的価値の確認された「法華経要文和歌懐紙」のなかには、指定文化財に認定されたものもある。指定にともなう調査では、原本の精査がなされたようで、ここに新たな提示がなされることになった。

すなわち、昭和五二年六月、ともに国の重要文化財に指定された立命館本と妙満寺本については、

①文字の判明する部分において、紙背の法華版経は、懐紙の要文に対応する各品の本文が摺られている

②本来は法華経に結縁して詠進した懐紙を品別にしたうえ、法華経を摺写した¹¹⁾

ことが指摘された¹¹⁾。真偽のほどはさておき、表裏の対応関係を通して本来の形にまで言及し、「法華経要文和歌懐紙」は一品経として作成された、としたのである¹²⁾。また、平成一六年二月に京都府の指定文化財に認定された常照皇寺本については、紙背にのこる版経の痕跡は二三行分であることが指摘されている¹³⁾。

本稿に関わる範囲で、これまでの諸説をまとめておくと、「法華経要文和歌懐紙」は、

・文和三年十一月、花園天皇の七回忌にあたり、ゆかりの人々が和歌を詠進し、紙背に一品ずつ法華経を摺写した

・いつの頃から相剥ぎされたことで、懐紙の面と法華版経の面とに分離した

・版経については不明であるが、懐紙は散逸をくり返し、現在は学
校法人立命館や妙満寺をはじめ、数箇所在所蔵される

ということになる。この点に対しては、とくに異論は唱えられておらず、むしろ共通理解と考えてよい¹⁴⁾。では、いよいよ本題にはいるとしよう。

二 「法華経要文和歌懐紙」の伝来

「法華経要文和歌懐紙」が作成されてから、相剥ぎにより散逸をくり返し、現在のような形になるまでには、個々の歴史的背景があることは想像に難くない。ここでは懐紙の散逸と各本の伝来について、のこされた情報から、可能な限り探ってみたい。

●立命館本

光厳天皇など一九名二三首を一巻にしたもので、昭和五二年六月、重要文化財に指定された。寛政六年（一七九四）七月の古筆本家九代・了意（一七五一〜一八三四）の折紙一通（図2）、および作者不明の「法華和歌作者目録」一冊が付属する。了意の折紙にみえる詠者の排列と歌数は現状と一致しており、寛政六年にはすでに現状と同様であったことになる。

立命館本の伝来を考えるにあたって注目したいのは、前章でみたように、昭和二四年八月、東京大学史料編纂所により作成された影写本は反町茂雄（一九〇一〜九二）の蔵本によっていることである。反町といえは弘文荘の主人として、大正から昭和期にかけ、市場に

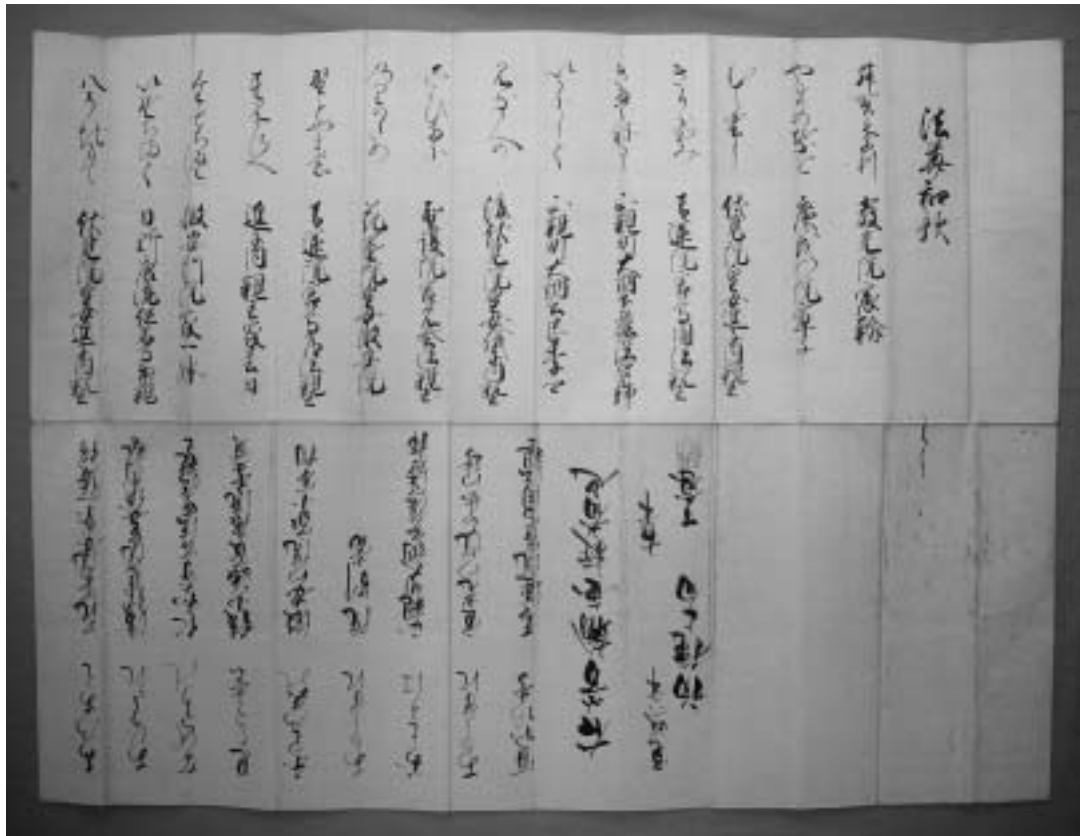


図2 古筆了意折紙

流出したさまざまな古典籍を扱ったことでよく知られる。

彼は多くの著書をのこしており、伝記とでもいうべき『一古書肆の思い出』には、生涯を通して扱った文化財について、さまざまな挿話を交えて描写されることがある。そのなかには、昭和二四年八月ごろの出来事として、つぎのようなことを記している。¹⁶⁾

同じ頃に、熊本・天の屋柏原俊喜さんという業者の人が又、珍しい物を持参しました。店はまだ小さいが、福岡・熊本辺では第一等の活動家で、仲々機略のある人でした。

1 詠法華経和歌 後光厳天皇宸筆外 一卷 三、五〇〇円

法華経中の句を題にした和歌を記した懐紙二十三枚について、一巻に装したもの。作者は、南北朝時代の後光厳天皇(一二三三―一七四)・青蓮院尊円親王(一二九八―一三五六)をはじめ、内親王・法親王以下、公卿の縉紳のもの。みな真跡、中に尊円さんのは二枚もあって、取り分け見事でした。裏に春日版の版経を削り取った痕が見えましたから、貴人の追善用のものに相違ありません。保存極上。京都の大橋理祐氏へ。

(中略)

以下は省略しますが、この外にも見るべき佳本が数々ありました。天の屋さん、これらは宇土の細川子爵家のものだと言いました。

(中略)

この時にお家から出たものは、実は大量で、珍本貴書が数多く含まれていた相ですが、それらは一括して九州大学へ納入した、ここに持参したものはホンの残部で、予算の都合で九大で採られなかった分だ、という柏原さんの話でした。名家伝襲書の市場への乱出が、いよいよ九州の辺土の旧大名家にも波及したか、と、新たな感慨を催しました。

熊本・天の屋が反町のもとに持参したのは、宇土細川家の旧蔵品のうち九州大学で購入できなかった分であり、三五〇〇円で買入れた「詠法華経和歌」は詠者および歌数からみて立命館本に相違ない。つまり、立命館本はもとは同家の旧蔵品で、さきの影写本はこのとき作成されたのである。¹⁷⁾

昭和二七年七月発行の『弘文荘待買古書目』二二には、図版は掲載されないものの、反町の買い入れた立命館本が「詠法華経和歌尊円親王等詠原本 南北朝時代成」として九五〇〇円の値がつけられている。¹⁸⁾「京都の大橋理祐氏へ」とあるのは、ここで大橋へ納入したことをさすのであろう。藤井が入手するのはその後、昭和三年のことで、一〇万円であった。¹⁹⁾

● 妙満寺本

光厳天皇など一九名二〇首を一巻にしたもので、立命館本とおなじく、昭和五二年六月、重要文化財に指定された。最後の詠者である見円をのぞく極札一九葉を貼り付けた折本一帖が付属し、進子内親王および勧修寺経頭の分は下端が糊ばなれするため、背面を見ることができ(図3・4)。

ここに捺される「栄」印は、古筆本家二代・了栄(一六〇七―七八)、三代・了祐(一六四五―八四)、四代・了周(一六七〇―八九)が「琴山」印とともに使用したものである。しかし、了祐はほかに割印を用い、了周はべつに「了周」印を捺す²⁰⁾ことから、極札の筆者は了栄に絞ることが可能となり、以外と早くに散逸していたといえるだろう。

なお、「栄」印とともに「申五」と墨書されるのは、申年の五月に鑑定したことを示すと考えられるので、元和六年(一六二〇)、寛永九年(一六三二)、正保元年(一六四四)、明暦二年(一六五六)、寛文八年(一六六八)のいずれかが該当することになる。²¹⁾各懐紙の紙



図6 箱書(裏面)



図3 妙満寺本極札(表面)



図4 妙満寺本極札(裏面)



図7 箱書(表面)

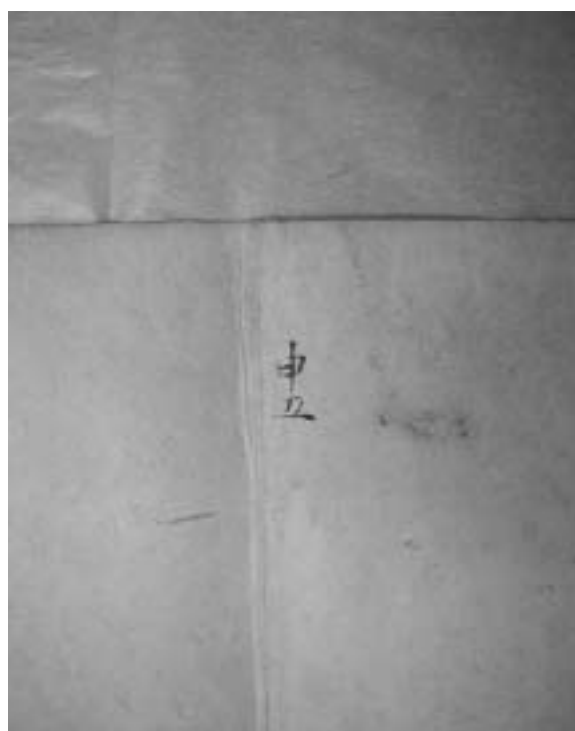


図5 妙満寺本紙背

(十三)

背に「申五」と墨書される(図5)のも同様に解釈できる。

蓋裏面の箱書き(図6)によれば、宝暦十二年(一七六二)二月に本正寺守善院を取り次ぎとして、鍵屋伊右衛門なる人物より妙満寺へと寄進された。さらに、表面には同筆で「懷紙廿枚継壹軸并極一卷」とある(図7)ことから、寄進時には現状と同様であったことを知るが、「極一卷」という表記からすれば、極札はその後、改装があったとみられる。明治十三年(一八八〇)七月に武田某が修理した旨の紙片が貼り付けられているので、おそらく、このさいに折本へと改められたのではなからうか。

●中村記念美術館本

素封家・中村栄俊(一九〇八〜七八)が加賀・前田家より入手した重要文化財「手鑑」のうちに、光厳天皇など一〇名一〇首が貼り込まれる。それぞれに古筆本家による極札が付されているが、筆跡は明らかに二代・了栄のものとは異なる。

なかに貼りこんだ古筆切を剥脱したのち、のこされた付箋には、宝永五年(一七〇八)、正徳六年(一七二六)、享保五年(一七二〇)の年紀がみえる。さきの一〇葉がいつ貼り込まれたかは不明であるが、加賀藩五代藩主・前田綱紀(一六四三〜一七二四)のころには、手鑑は調製されていたことになる。

●大東急本

大坂の豪商・鴻池家の旧蔵品である重要文化財「手鑑」のうちに、尊円法親王と覚誉法親王の二名二首が貼り込まれる。極札の筆者、手鑑の調製時期、いずれも未詳であるが、尊円法親王は二一行分、覚誉法親王は二三行分の経文が確認できると指摘されている。

●常照皇寺本

光厳天皇の一首が掛幅となっている。

●出光美術館本

(七四)

古筆本家の鑑定台帳として作成されたといわれる国宝「手鑑 見ぬ世の友」のうちに、進子内親王・徽安門院・儀子内親王の三名三首が貼り込まれる。残念ながら、和歌本文は切断されており、品名と要文のみの断簡である。いずれも、古筆本家十代・了伴(一七九〇〜一八五三)の極札が付されている。

●陽明文庫本

近衛家熙(一六六七〜一七三六)が古今東西の名筆を臨模した重要美術品「予楽院臨書手鑑」のうちに、正親町忠季の一首が写しとられる。

これらに、赤松俊秀や岩佐美代子により見いだされた「新千載和歌集」巻第九釈教歌のうち九〇六番歌と九二二番歌、すなわち、

文和三年十一月花園院七年の御仏事法皇徽安門院の御さたにて、法花経の料紙に同経品品の要文どもを題にて人人に歌よませさせ給うけるに、譬喩品今日乃知真是仏子の心を

入道親王覚誉

今ぞきく鹿なく野べに霧晴れてもとこし道もへだてなしとは
および、

花園院七年の御遠忌に、徽安門院より法花経の品品の文を人人によませられて経の料紙になされたりけるに、かの御経を見たてまつりて女房のもとに申しおくりける

入道前院公尊前太政大臣

七とせの月日にみかく蓮葉の露のしら玉光そふらし
とあるのを加えると、岩佐の指摘から新たに八首が加わり、二六名六二首が確認できることになる。その内訳はつぎのとおり。

・親族

光厳天皇(一三三三〜一三六四)

四首

尊円法親王(青蓮院、一二九八〜一三五六)

五首

尊道法親王（青蓮院、一三三二～一四〇三）	三首
覺普法親王（聖護院、一三二〇～八二）	五首
法守法親王（仁和寺、一三〇八～九二）	三首
広義門院（光厳天皇母、一二九二～一三五七）	一首
徽安門院（花園天皇皇女、一三一八～五八）	四首
儀子内親王（花園天皇皇女、生没年不詳）	五首
進子内親王（伏見天皇皇女、生没年不詳）	六首
・女房	
院別当（花園天皇女房）	一首
右衛門督（楊梅盛親女、宣光門院女房）	一首
按察三位典侍（清水谷長嗣女、光厳天皇女房）	一首
春日（進子内親王女房）	一首
一条（正親町公陰女、徽安門院女房）	一首
小宰相（九条隆朝女、徽安門院女房）	一首
・廷臣	
洞院公賢（一二九一～一三六〇）	三首
正親町公蔭（一二九七～一三六〇）	四首
正親町忠季（一三二二～六六）	三首
正親町実文（生没年不詳）	一首
勸修寺経顯（一二九八～一三七三）	一首
中山定宗（一三一七～七二）	一首
庭田重資（一三〇六～八九）	二首
坊門為名（？～一三九五）	一首
清水谷実熙（生没年不詳）	一首
楊梅兼親（生没年不詳）	二首 ³³
・不明	
見円（生没年不詳）	一首

この結果に、各詠者の結縁した品名と要文をあてはめ、八巻本の法華経として考えたうえ、その巻序にしたがい排列しなおす（表1）³⁴と、巻第一・八にあたる懐紙は確認できない。

現存する部分でみると、妙満寺本は巻第三・七、中村記念美術館本は巻第四・五、立命館本は巻第六に相当するというように、かなりのまとまりがある。その一方で、出光美術館本のような断簡の存在を勘案すると、散逸にはいくつかの契機があったとするほうがむしろ妥当であろう。各本で得られた情報を総合すれば、一七世紀後半から一八世紀前半、および一八世紀後半から一九世紀前半は大きな画期とみられる。相剥ぎされ、まとまって分割されたのが前者、さらに分割・切断されたのが後者と考えられる。

ここで、「法華経要文和歌懐紙」の作成について少しふれておくと、「新千載和歌集」の詞書から導かれた文和三年は、詠者の生没年と齟齬をきたさないもので、ほぼ確実であろう。管見にふれた限りで、この点を補強すると思われるのが青蓮院の所蔵する重要文化財『門葉記』で、「門主行状三」³⁵の尊円法親王にはつぎのような記述がある。

（五世年）
同十一月十一日、花園院七年御仏事、徽安門院御願、両界種子曼陀羅法皇御筆 翻和歌懐紙 摺写之、於本坊開眼開題奉行四条前大納言、隆蔭卿参会聴聞

花園天皇の皇女である徽安門院が願主となり行われた七回忌では、光厳天皇宸筆の両界種子曼茶羅と法華経一部が作成され、法華経は「翻和歌懐紙摺写之」つまり和歌の懐紙を翻して摺写したと記されている。この法華経が「法華経要文和歌懐紙」に相当することを疑う余地はなく、さらに「於本坊開眼開題」とあるので、四条隆蔭が奉行となり、青蓮院においてこれらの供養がなされたことを知る。おそらく、供養の後は青蓮院に伝来したが、近世にはいると寺外へと流出し、さきに検討したような経緯にいたるのではないだろうか。³⁶

典拠	詠者	関係	結縁した品名と要文	巻数	和歌	法量(cm)		
35	立10	尊道法親王	親族	分別功德品	如虛空無辺其福亦如是	巻第6	のやまもおなじみとりにもえそめて空にみちゆくはるの色かな	28.1×46.9
36	立11	春日	進子内親王女房	分別功德品	仏子住此地則是仏受用	巻第6	すみかさへおなじさとりのうちなれやたへなるのりのはなをとみにて	28.1×47.0
37	立12	一条	徽安門院女房	分別功德品	常在於其中經行若坐臥聞已隨喜復行轉教	巻第6	たもちえしのりのことのはすゑたえずゆくもとまるもつねにつとめていそちまて吹つたへたる春風にはなのにはほひはなをそあまねき	28.1×46.9
38	立13	楊梅兼親	廷臣	隨喜功德品	具滿八十歲隨意之所欲世皆不牢固如水沫泡焔	巻第6	八そちまてよもにみけるしなしなのふかきめくみもなをそよはぬ	28.1×43.2
39	立14	進子内親王	親族	隨喜功德品	言此經深妙千万劫難遇	巻第6	水のあはのきゆるほとなき世のなかとみるかうちにもなをやあたなる	28.1×39.1
40	立15	按察三位典侍	光嚴天皇女房	隨喜功德品	父母所生眼悉見三千界	巻第6	あひかたきみのりのはなをいまても世々にたへなるほとをしそおもふ	28.1×44.7
41	立16	儀子内親王	親族	隨喜功德品	無數種人声聞悉能解了持經者聞香悉知其所在其有所食噉悉皆成甘露又如淨明鏡悉見諸色像皆与実相不相違背	巻第6	身をかへぬおなじ身なからきよければあらぬ世左右の月をみるかな	28.1×42.9
42	常	光嚴天皇		法師功德品	以持法華故悉知諸法相是人持此經安住希有地	巻第6	なをさりてことのはまてもをしなへてたへなるのりを説とこそきけ	27.5×46.5
43	立17	法守法親王	親族	法師功德品	常不輕菩薩品	巻第6	なをさりてことのはまてもをしなへてたへなるのりを説とこそきけ	28.1×47.1
44	立18	庭田重資	廷臣	法師功德品	常不輕菩薩品	巻第6	みもき、もはなうくひすのなさけもて春てふはるのころをそしる	28.1×46.0
45	立19	小宰相	徽安門院女房	法師功德品	常不輕菩薩品	巻第6	かりの色のちりのにこりもさはらしなみのりの水のそこしすみなは	28.1×47.1
46	立20	院別当	花園天皇女房	法師功德品	常不輕菩薩品	巻第6	あきらけきのりのこ、ろはますか、みうつるになにのさはりしもなし	28.1×46.8
47	立21	正親町公蔭	廷臣	法師功德品	常不輕菩薩品	巻第6	まことにはた、あさ夕のことわざも法のこ、ろにそむきはする	28.1×48.0
48	立22	右衛門督	宣光門院女房	法師功德品	常不輕菩薩品	巻第6	あきらけき心にみれハ雲きりもへたてさりけるのりの月かけ	28.1×40.5
49	立23	尊門法親王	親族	法師功德品	常不輕菩薩品	巻第6	冥加ありてこの、りたもつ人はみな三藐三菩提にいたるなりけり	28.1×39.7
50	妙11	洞院公賢	廷臣	常不輕菩薩品	常不輕菩薩品	巻第7	をろかなるまよひのうちのことはそつむには道のしるへなりける	27.2×36.5
51	妙2	徽安門院	親族	如来神力品	是人於仏道決定無有疑	巻第7	たのむそよ月は入ぬるあとになをのこるはちすの露のひかりを	27.2×42.0
52	妙3	進子内親王	親族	嘱累品	如来之法勿生慳慳	巻第7	おしむなとうけし御ことそのま、にひろむるのりのはなそうれしき	27.2×42.0
53	妙9	儀子内親王	親族	薬王菩薩本事品	我適曾供養今復還親近	巻第7	身をやしむかしの契くちすしてまたむまれきて又つかへぬる	27.2×45.5
54	妙4	進子内親王	親族	薬王菩薩本事品	而今燒臂身不具足	巻第7	めくりあひてまたわかれぬるかなしさは身をこかしてもいか、わすれむ	27.2×46.1
55	妙18	正親町実文	廷臣	薬王菩薩本事品	即往安樂世界	巻第7	うれしくもみちひく法のしるへかなさらすは西にゆきむまれめや	27.2×46.6
56	妙12	法守法親王	親族	薬王菩薩本事品	後五百歳中廣宣流布	巻第7	はるの夜のいりにし月のあとになをかはらすてらす教のともし火	27.2×46.6
57	妙1	光嚴天皇		薬王菩薩本事品	病即消滅不老不死	巻第7	あき、りのまよひもはる、やまのはにかたふくよなきありあけのつき	27.2×46.0
58	妙14	尊道法親王	親族	妙音菩薩品	百千天衆不鼓自鳴	巻第7	おのつからねにあらはる、いとたけの空にしらる、のりのことはり	27.2×46.6
59	出3	儀子内親王	親族	妙音菩薩品	現種々身處々為諸衆生説是經典	巻第7	?	28.0×11.5
60	妙8	正親町忠季	廷臣	妙音菩薩品	還歸本土	巻第7	糸竹のたへなるこ糸の色をそへてはなふるさとにいま帰なり	27.2×38.7
61	出1	進子内親王	親族	妙音菩薩品	?	巻第7	?	28.1×5.5
				觀世音菩薩普門品		巻第8		
				陀羅尼品		巻第8		
				妙莊嚴王本事品		巻第8		
				普賢菩薩勸発品		巻第8		
62	新2	洞院公賢	廷臣	?	?	?	七とせの月日にみかく蓮葉の露のしら玉光そふらし	?

※1 「典拠」欄の妙は妙満寺本、立は立命館本、中は中村記念美術館本、大は大東急本、常は常照皇寺本、出は出光美術館本、陽は陽明文庫本、新は新千載和歌集を示している。そのあとの数字は、巻子あるいは手鑑に貼り継がれた順序をあらわすが、新千載和歌集のみは詠出の順序をあらわす。

※2 「巻数」欄は8巻本の法華經に換算した場合、どの巻次に相当するかを示した。

(表1)

典拠	詠者	関係	結縁した品名と要文	巻数	和歌	分量(cm)
			序品 方便品	巻第1 巻第1		
1	新1	覚誉法親王 親族	譬喩品 今日乃知真是仏子	巻第2	今そきく鹿なく野へに霧晴れてもと こし道もへたてなしとは	?
2	陽	正親町忠季 廷臣	譬喩品 我皆濟抜令出三界	巻第2	たちをのすくはむと思おもひあれ はこのふるさとに誰かのご覧	?
			信解品	巻第2		
3	出2	徽安門院 親族	薬草喩品 仏平等説如一味雨	巻第3	?	27.9×9.5
4	妙7	庭田重資 廷臣	授記品 宿世因縁吾今当説	巻第3	うかふへき世々の契にひかれきてこの えによれるのりのとも舟	27.2×39.6
5	大2	覚誉法親王 親族	化城喩品 如来知見力故観彼久遠	巻第3	むかし今おなしひかりにすむ月のて らすこゝろはくまものこらし	28.2×41.5
6	妙13	尊円法親王 親族	化城喩品 所念世尊知衆生深心之	巻第3	あさからぬこゝろをしらはのりのみ つはやときなかせ世々につたへむ	27.2×45.6
7	妙5	勸修寺経頭 廷臣	化城喩品 而此大光明遍照於十方	巻第3	よにこえてさやけき月のひかりには 千さとのほかもくまなかるらむ	27.2×46.4
8	妙19	楊梅兼親 廷臣	化城喩品 願以此功德普及於一切	巻第3	もらさしとよもにおよほすこゝろも てほとけのみちにたれもゆかなむ	27.2×45.5
9	妙16	清水谷実熙 廷臣	化城喩品 如来智慧難信難解	巻第3	うへもなきさとりはさそのきはまて もたかこゝろかはをよひしもせむ	27.2×45.4
10	妙17	坊門為名 廷臣	化城喩品 余国作仏更有異名	巻第3	たのむかなあらぬさかみに名をかへ て又しるへせんりのちきりは	27.2×45.7
11	妙6	中山定宗 廷臣	化城喩品 所将人衆中路懈退	巻第3	ゆくすゑのやとをはしらはいかね のこりしくみちにふみまよひぬる	27.2×46.4
12	妙15	覚誉法親王 親族	化城喩品 過三百由旬化作一城	巻第3	ゆきつかれたまた里とをき野のすゑに しはしたちよるさゝのかりいほ	27.2×46.2
13	妙20	見円 ?	化城喩品 以是本因縁今説法華経	巻第3	まかひつる外山の雲のなかもより尾 上の花を尋てそみる	27.2×45.5
14	妙10	正親町公蔭 廷臣	化城喩品 既知是息止引入於仏恵	巻第3	はるけさになつみし道にやすみてそ 法のミヤこに今日はいりぬる	27.2×46.3
15	中3	覚誉法親王 親族	五百弟子授記品 身出光明飛行自在	巻第4	身をさらぬひかりのうちにとふほた るやみてふことはならひしもせし	28.2×41.5
16	中9	儀子内親王 親族	授学無学人記品 我願既満衆望亦足	巻第4	ちさとにもおなしひかりをなかわら し我まちえたる山のはのつき	28.3×42.2
17	中6	正親町公蔭 廷臣	授学無学人記品 其本願如是故獲斯記	巻第4	程もなくさけるわか木のはなもたゝ うへてしものたねにこそよれ	27.6×42.3
18	中2	法守法親王 親族	法師品 須臾聞之即得究竟	巻第4	此のりをたゝときのまも聞ほかに又 いたるへきさともしもなし	28.3×45.9
19	中4	尊円法親王 親族	法師品 大慈悲為室	巻第4	やまふかくなになつねけむうきこと のきこえぬやとはこゝろなりけり	28.0×47.9
20	中5	尊道法親王 親族	見宝塔品 譬如大風吹小樹枝	巻第4	やまひとまかよはぬはかりさゆるひ の風にはたへしみのしるしは	28.3×39.2
21	中10	進子内親王 親族	提婆達多品 採薪及菓蔬隨時恭敬与	巻第5	たきゝこりやまのこのみをもとめて ものりにつかふる身をはをします	28.0×43.0
22	中8	徽安門院 親族	提婆達多品 於須臾頃便成正覚	巻第5	へたてつるさハリのくものときのま にはるゝみそらは月そのとけき	28.4×43.5
			勸持品	巻第5		
23	中1	光厳天皇	安樂行品 畋獵漁捕為利殺害	巻第5	はしたかのとやまの雲も伊勢のあま のつりする浪もたちはなれてよ	28.2×44.9
24	中7	洞院公賢 廷臣	安樂行品 当於来世得無量智	巻第5	さまゝにたへなることをみるゆめ に我行すゑもたのもしきかな	28.0×41.3
			從地涌出品	巻第5		
25	立1	光厳天皇	如来寿量品 三界之相無有生死	巻第6	むかしよりのとかにてらす春日影い て入みねはそらめなりけり	28.1×40.0
26	立2	広義門院 親族	如来寿量品 自我得仏来所経諸劫数	巻第6	やまのはをいてゝひかりとおもひし にいつもすみけるありあけの月	28.1×38.7
27	立3	進子内親王 親族	如来寿量品 方便現涅槃而実不滅度	巻第6	むら雲にかくるゝつきよかなしくも まよひのまへにみするなりけり	28.1×38.7
28	立4	尊円法親王 親族	如来寿量品 令顛倒衆生雖近而不見	巻第6	きりふかみのきはのやまのこすゑた にさなからみえぬあきのゆふくれ	28.1×36.9
29	立5	正親町公蔭 廷臣	如来寿量品 一心欲見仏不自惜身命	巻第6	きえねたゝかくれぬ月をへたてける 身をうきくものあとなきまで	28.1×38.7
30	立6	正親町忠季 廷臣	如来寿量品 以何令衆生得入無上道	巻第6	いかにしてと我らをおもふことのは に仏のつねのこゝろをそみる	28.1×41.1
31	立7	儀子内親王 親族	分別功德品 我説是如来寿命長遠	巻第6	みな人のこゝろのやみもハれにけり いるへき月のひかりならぬに	28.1×39.1
32	立8	覚誉法親王 親族	分別功德品 余有一生在当得一切智	巻第6	こよひたにひまなくてらすかけのう へになをいかならむあすのもちつき	28.1×38.8
33	大1	尊円法親王 親族	分別功德品 如鳥飛空下供散於諸仏	巻第6	とふとりにまかふとみれははなのい るもこゝろありけるたむけなるらし	28.1×43.0
34	立9	徽安門院 親族	分別功德品 宝鈴千万億風動出妙音	巻第6	のりのためかされるすゝのこゑなれ はかせのをとさへたへにそありける	28.1×47.0

(つ)

三 「法華經要文和歌懷紙」の復元

前章の(表1)でみたように、法華經の巻序にしたがい懷紙を排列しなおす作業にくわえ、紙背にのこる法華版經の痕跡を判読し復元することで、当初の姿についてどのような点が見えてくるのであろうか。立命館本を中心に考えてみよう。

まず、立命館本の一紙目に位置する光嚴天皇の懷紙を左右反転すると(図8)、行頭の「那」や「子」など、いくつかの文字を読みとることができる。字形からすると、春日版ではないかと思われる。文字はほぼ等間隔に並んでいるので、これを念頭におき一紙の行数を推定すると一九行となり、この部分が經文のどこにあたるのか、春日版の法華經を参照すると、つぎの箇所特定できる。

妙法蓮華經如来寿量品第十六 六

爾時仏告諸菩薩及一切大衆諸善男子汝
 等当信解如来誠諦之語復告大衆汝等当
 信解如来誠諦之語又復告諸大衆汝等当
 信解如来誠諦之語是時菩薩大衆弥勒為
 首合掌白仏言世尊唯願説之我等当信受
 仏語如是三白已復言唯願説之我等当信
 受仏語爾時世尊知諸菩薩三請不止而告
 之言汝等諦聽如来秘密神通之力一切世
 間天人及阿脩羅皆謂今釈迦牟尼仏出釈
 氏宮去伽耶城不遠坐於道場得阿耨多羅
 三藐三菩提然善男子我実成仏已來無量
 無辺百千万億那由佉劫譬如五百千万億
 那由佉阿僧祇三千大千世界假使有人抹
 為微塵過於東方五百千万億那由佉阿僧

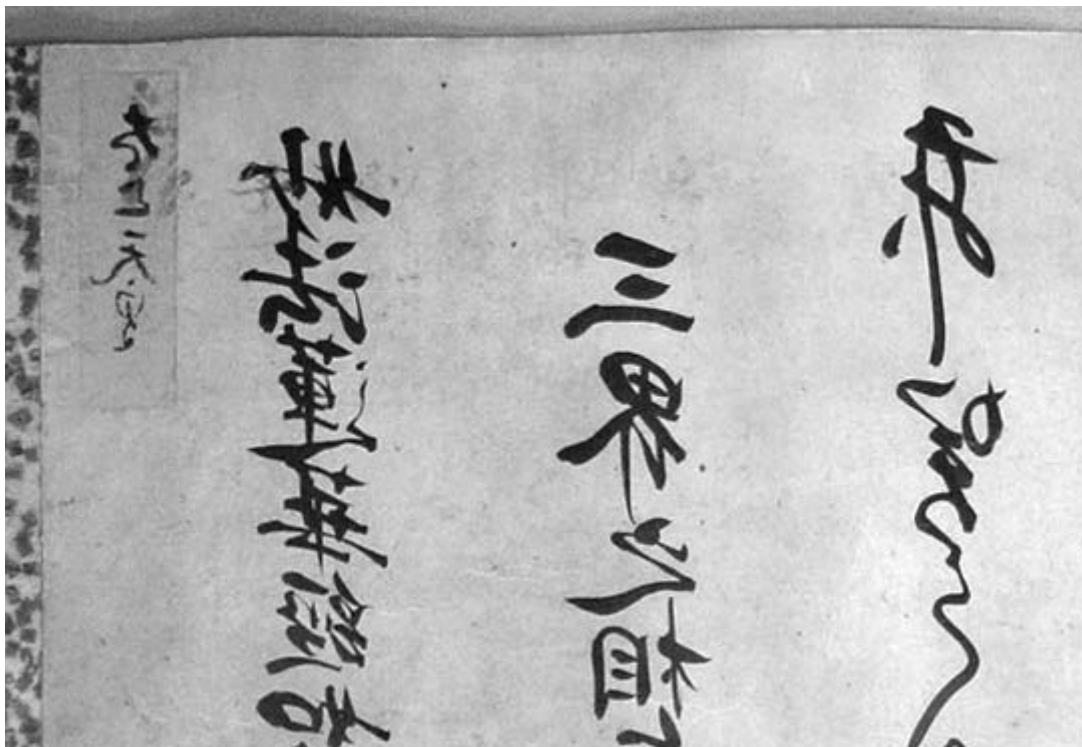


図8 立命館本光嚴天皇(反転、部分)

祇国乃下一塵如是東行尽是微塵諸善男

〔子〕於意云何是諸世界可得思惟校計知其
 数不弥勒菩薩等俱白仏言世尊是諸世界
 無量無辺非算数所知亦非心力所及一切

□で囲んだ文字は判読しえたもので、一紙目には法華経卷第六の
 巻頭にあたる「妙法蓮華経如来寿量品第十六 六」という首題から、
 「無量無辺非算数所知亦非心力所及一切」までが摺られている。横四
 ○・○cmに一九行の経文ということは、版木の版式は不明だが、お
 およそ2cmで一行という計算になり、法量からある程度、行数を推
 測することが可能となる。また、かりに文字の判読が不可能でも、
 等間隔の墨痕がのこっていれば一紙の行数を知る手がかりとなる。

こうした要領で一六紙目の儀子内親王の懐紙をみると(図9)、つ
 ぎの箇所にあてはまる。

最後第五十	聞一偈隨喜	是人福勝彼	不可為譬論
如是展轉聞	其福尚無量	何況於法会	初聞隨喜者
若有勸一人	將引聽法華	言此經深妙	千万劫難遇
即受教往聽	乃至須臾聞	斯人之福報	今当分別說
〔世〕世無口患	齒不疎黃黑	脣不厚褻欠	無有可惡相
舌〔不〕乾黑短	鼻高脩且直	額広而平正	面目悉端嚴
為人所喜見	口氣無臭穢	優鉢華之香	常從其口出
若故詣僧坊	欲聽法華經	須臾聞歡喜	今当說其福
後生天人〔中〕	得妙象馬車	珍宝之輦輿	及乘天宮殿
若於講法処	勸人坐聽經	是福因緣得	積梵轉輪座
何況〔一〕心聽	解説其義趣	如說而修行	其福不可限
妙法蓮華経法師功德品第十九			
爾時仏告常精進菩薩摩訶薩若善男子善			
女人受持是法華経若読若誦若解説若書			



図9 立命館本儀子内親王(反転、部分)

(表2)

紙数	詠者	行数	版経の本文	品	要文			
1	1紙目立1	光厳天皇	如	19行	妙法蓮華經如來壽量品第十六 六 無量無辺非算數所知亦非心力所及一切	●	如	
2	2紙目立2	広義門院	如	19行	声聞辟支仏以無漏智不能思惟知其限數 演經典皆為度脫衆生或説己身或説佗身	●	如	
3	3紙目立3	進子内親王	如	19行	或示己身或示佗身或示己事或示佗事諸 此事故我作是言諸比丘如來難可得見斯	○	如	立1
4	4紙目立4	尊円法親王	如	19行	衆生等聞如是語必當生於難遭之想心懷 毒所中心皆顛倒雖見我喜求索救療如是	○	如	
5	5紙目立5	正親町公蔭	如	19行	好藥而不肯服我今當設方便令服此藥即 衆見我滅度 廣供養舍利 咸皆懷恋慕 而生渴仰心	●	如	立2立3 立4
6	6紙目立6	正親町忠季	如	21行	衆生既信伏 質直意柔軟 一心欲見仏 不自惜身命 得入無上道 速成就仏身	●	如	立5立6
7	7紙目立7	儀子内親王	分	19行	妙法蓮華經分別功德品第十七 微塵數菩薩摩訶薩一生當得阿耨多羅三	●	分	立7
8	8紙目立8	覚誉法親王	分	19行	藐三菩提復有八世界微塵數衆生皆發阿 復有中千界 微塵數菩薩 各各皆能轉 清淨之法輪	○	分	
9	大1	尊円法親王	分	21行	復有小千界 微塵數菩薩 余各八生在 當得成仏道 波羅蜜以是功德比前功德百分千分百千	●	分	立8大1
10	9紙目立9	徽安門院	分	23行	万億分不及其一乃至算數譬論所不能知 若有深心者 清淨而質直 多聞能總持 隨義解仏語	○	分	
11	10紙目立10	尊道法親王	分	24行	如是諸人等 於此無有疑 典有能受持若自書若教人書則為起立僧	●	分	
12	11紙目立11	春日	分	23行	坊以赤梅檀作諸殿堂三十有二高八多羅 便起塔一切天人皆應供養如仏之塔爾	●	分	
13	12紙目立12	一条	分	23行	時世尊欲重宣此義而説偈言 爾時弥勒菩薩摩訶薩白仏言世尊若有善	○	分~ 隨	立9立10 立11立12
14	13紙目立13	楊梅兼親	隨	22行	男子善女人聞是法華經隨喜者得幾所福 訓導之即集此衆生宣布法化示教利喜一	●	隨	立13
15	14紙目立14	進子内親王	隨	19行	時皆得須陀洹道斯陀含道阿那含道阿羅 釈坐處若梵天王坐處若轉輪聖王所坐之	●	隨	
16	15紙目立15	按察三位典侍	隨	22行	処阿逸多若復有人語余人言有經名法華 諸人聞是法 皆得阿羅漢 具足六神通 三明八解脫	●	隨	立14立15
17	16紙目立16	儀子内親王	隨	22行	最後第五十 聞一偈隨喜 是人福勝彼 不可為譬論 義而説偈言	●	隨~ 法	立16
18	常	光厳天皇	法	23行	若於大衆中 以無所畏心 説是法華經 汝聽其功德 清淨好歌聲 聽之而不著 無數種人声 聞悉能解了	○	法	常 立17
19	17紙目立17	法守法親王	法	23行	又聞諸天声 微妙之歌音 及聞男女声 童子童女声 丸若塗香持是經者於此間住悉能分別又	●	法	
20	18紙目立18	庭田重資	法	23行	復別知衆生之香象香馬香牛羊等香男香 諸樹華果實 及蘇油香氣 持經者住此 聞香悉能知	●	法	
21	19紙目立19	小宰相	法	24行	諸樹華果實 及蘇油香氣 持經者住此 悉知其所在 復次常精進若善男子善女人受持是經若	○	法	立18
22	20紙目立20	院別当	法	23行	誦若誦若解説若書写得千二百舌功德若 合掌恭敬心 常來聽受法 諸天龍夜叉 羅刹毘舍闍	●	法	立19
23	21紙目立21	正親町公蔭	法	24行	亦以歡喜心 常樂來供養 梵天王魔王 自在大自在 意功德以是清淨意根乃至聞一偈一句通	○	法	立20
24	22紙目立22	右衛門督	法	20行	達無量無辺之義解是義已能演説一句一 能以千萬種 善巧之語言 分別而演説 持法華經故	○	法	立21立22 立23
25	23紙目立23	尊円法親王	法	2行	(空白1行) 妙法蓮華經卷第六	○	法	

- ※1 「紙数」欄は立命館本の排列にしたがい、略号は(表1)の「典拠」欄と対応させた。
- ※2 「詠者」欄は詠者につづけて、それぞれの結録した品を冒頭の1字で示した。如は如來壽量品第16、分は分別功德品第17、隨は隨喜功德品第18、法は法師功德品第19をあらわす。
- ※3 「版経の本文」欄は上段に冒頭の1行、下段に末尾の1行を示し、●は冒頭あるいは末尾を確定できるもの、○は推測によるものを示す。
- ※4 「品」欄は版経の本文がどの品にあたるかを示し、※2と同じく冒頭の1字であらわした。
- ※5 「要文」欄は詠者の結録した要文が版経の本文中にあらわれた場合、略号で示した。

(表3)

紙数	詠者	行数	版経の本文	品	要文	
1 13紙目 妙13	尊円法親王	化	23行	不識苦尽道 不知求解脱 長夜増悪趣 減損諸天衆 說偈言	○ ●	化 妙13
2 20紙目 妙20	見円	化	22行	從是後得道 其数無有量 万億劫算数 不能得其辺 重門高樓閣 男女皆充滿 即作是化已 慰衆言勿懼	○ ○	化 妙20
3 11紙目 妙11	洞院公賢	常	19行	善逝世間解無上土調御丈夫天人師仏世 丘尼優婆塞優婆夷号之為常不輕是比丘	● ●	常 妙11
4 3紙目 妙3	進子内親王	囑	21行	然世尊願不有慮諸菩薩摩訶薩衆如是三 声聞衆仏寿四万二千劫菩薩寿命亦等彼	● ●	囑~ 葉
5 4紙目 妙4	進子内親王	葉	23行	上垂宝華旛宝瓶香炉周遍国界七宝為台 瓔珞烧香抹香塗香天 旛蓋及海此岸梅	● ●	葉
6 18紙目 妙18	正親町実文	葉	23行	若有人聞是薬王菩薩本事品者亦得無量 宿王華以此薬王菩薩本事品属累於汝我	● ●	葉 妙18
7 12紙目 妙12	法守法親王	葉	24行	滅度後後五百歳中広宣流布於閻浮提無 照其国爾時一切浄光莊嚴國中有一菩薩	● ●	葉~ 妙 妙12妙1
8 1紙目 妙1	光厳天皇	葉	23行	名曰妙音久已植衆徳本供養親近無量百 不遠化作八万四千衆宝蓮華閻浮檀金為	● ●	葉~ 妙 妙1
9 14紙目 妙14	尊道法親王	妙	23行	其便也宿王華汝当以神通之力守護是経 名曰妙音久已植衆徳本供養親近無量百	● ●	葉~ 妙 妙1

- ※1 「紙数」欄は妙満寺本の排列にしたがい、略号は(表1)の「典拠」欄と対応させた。
- ※2 「詠者」欄は詠者につづけて、それぞれの結縁した品を冒頭の1字で示した。化は化城喻品第5、常は常不輕菩薩品第20、囑は囑累品第22、葉は薬王菩薩本事品第23、妙は妙音菩薩品第24をあらわす。
- ※3 「版経の本文」欄は上段に冒頭の1行、下段に末尾の1行を示し、●は冒頭あるいは末尾を確定できるもの、○は推測によるものを示す。
- ※4 「品」欄は版経の本文がどの品にあたるかを示し、※2と同じく冒頭の1字であらわした。
- ※5 「要文」欄は詠者の結縁した要文が版経の本文中にあらわれた場合、略号で示した。

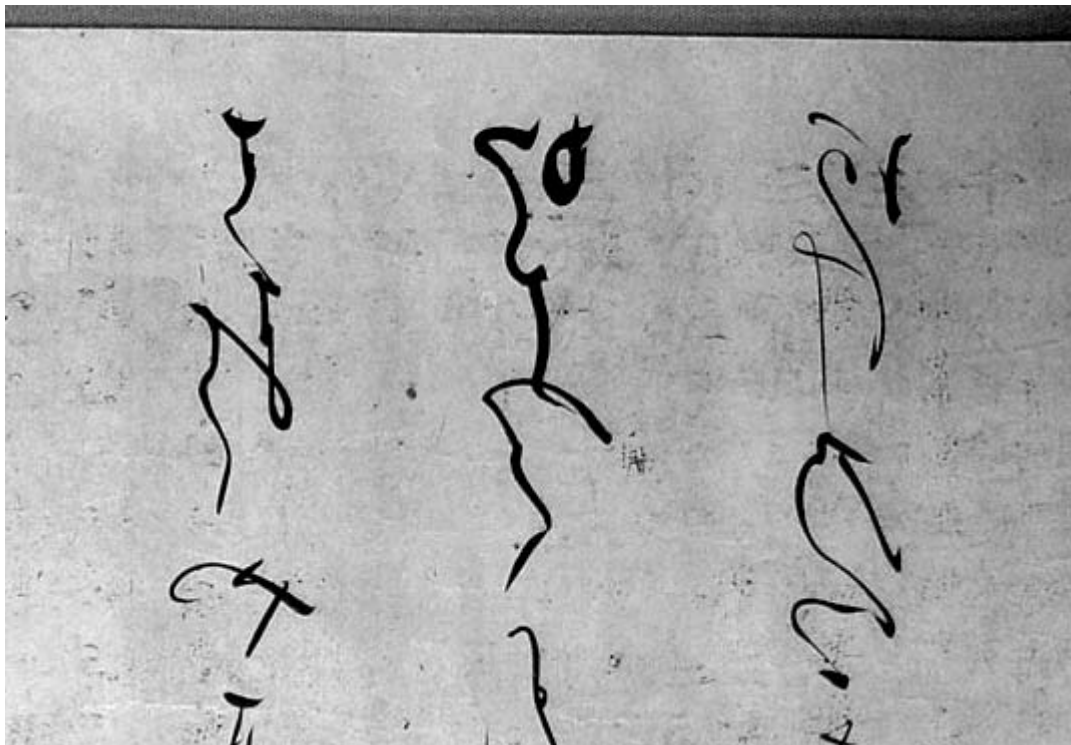


図10 妙満寺本光厳天皇(反転、部分)

写是人当得八百眼功德千二百耳功德八
百鼻功德千二百舌功德八百身功德千二
百意功德以是功德莊嚴六根皆令清淨是
善男子善女人父母所生清淨肉眼見於三
大千世界内外所有山林河海下至阿鼻
地獄上至有頂亦見其中一切衆生及業因
縁果報生处悉見悉知爾時世尊欲重宣此
義而説偈言

□で囲んだ文字が判読できたもので、下線は儀子内親王の結縁した要文にあたる。この部分は随喜功德品第一八から法師功德品第一九へとわたるので、これまでいわれてきたように、「法華經要文和歌懷紙」は一品経としてではなく、八巻本として作成されたこと訂正すべきであろう。同様の作業をくり返すと、立命館本は版経のすべての箇所を特定することができる(表2)。

すると、最終的に八紙目と九紙目の間に二一行分、一六紙目と一七紙目の間に二三分分の空白が生じる。(表1)でみた要文の排列したがえば、前者には大東急本のうち尊円法親王、後者には常照皇寺本の光嚴天皇の懷紙が相当することになり、事実、双方から割り出された行数とも相違しない⁽³⁸⁾。これらをあわせると、二五紙で全五一五行、全長一〇七四・四cm⁽³⁹⁾となり、法華版経の巻第六の行数とも一致する⁽⁴⁰⁾。これより、同巻を構成する懷紙はすべて現存しているとみて大過ない。

ここで(表2)をもとに、懷紙の詠者、各々の結縁した品と要文、紙背に摺られた経文の関係についてみると、

- ①要文の経文中における排列は、詠者のそれと一致している
②結縁した品と経文に摺られている品は同一である
といった具合にかなりの法則性があることに気づかされる⁽⁴¹⁾。品には

それぞれ長短があるので、この二点を貫徹させて版経を調卷するためには経文の行数、すなわち懷紙の法量をうまく調整しなければとうてい実現できない。(表1)にあるように、法量が一定していないのは、散逸時に切断されたのではなく、こうした点が反映されているのであろう。花園天皇の七回忌にふさわしく、「法華經要文和歌懷紙」がいかに緻密な計算のもと、作成されたかを物語ってあまりある。

さて、立命館本とおなじ手順で妙満寺本の紙背の版経を判読すると、すべてではないが特定することができる(表3)。そのうえで、さきの二点が妙満寺本にも適用できるのか検証すると、腑に落ちないところがあらわれる。

三紙目と四紙目の進子内親王は判明したものであり、(表1)の詠者と要文の排列からすれば、懷紙は三紙目↓九紙目↓四紙目、つまり進子内親王↓儀子内親王↓進子内親王とつづくはずである。九紙目は横四五・五cmということは、おそらく二三分分の経文が摺られていたことになる。しかし、この間には、

国無有女人地獄餓鬼畜生阿脩羅等及以
諸難地平如掌瑠璃所成宝樹莊嚴宝帳覆

という二行分の経文しか存在しない。これでは経文の入りようはななく、明らかに①と矛盾する。

また、一紙目の光嚴天皇(図10)は同じく判明したもので、摺られた経文はつぎの箇所に対応する。

- 名曰妙音久已植衆徳本供養親近無量百
千万億諸仏而悉成就甚深智慧得妙幢相
三味法華三味淨徳三味宿王戲三味無縁
三味智印三味解一切衆生語言三味集一
切功德三味清淨三味神通遊戯三味慧炬

〔三〕昧莊嚴王三昧淨光明三昧淨藏三昧〔不〕共三昧日旋三昧得如是等百万億恒河沙等諸大三昧釈迦牟尼仏光照其身即白淨華宿王智仏言世尊我当往詣娑婆世界礼拜親近供養釈迦牟尼仏及見文殊師利法王子菩薩藥王菩薩勇施菩薩宿王華菩薩上行意菩薩莊嚴王菩薩藥上菩薩爾時淨華宿王智仏告妙音菩薩汝莫輕彼国生下劣想善男子彼娑婆世界高下不平土石諸山穢惡充滿仏身卑小諸菩薩衆其形亦小而汝身第一端正百千万福光明殊妙是故汝往莫輕彼国若仏菩薩及国土生下劣想妙音菩薩白其仏言世尊我今詣娑婆世界〔界〕皆是如来之力如来神通遊戲如来功德智慧莊嚴於是妙音菩薩不起于座身不動揺而入三昧以三昧力於耆闍崛山去法座不遠化作八万四千衆宝蓮華閻浮檀金為摺られているのは妙音菩薩品第二四であるが、光厳天皇が結縁しているのは藥王菩薩本事品第二三であり、この場合は②と矛盾してくる。では、二つの矛盾をどのように解釈すべきか、私見をのべておく。

一紙目の経文は、このまえに一二紙目・一八紙目とつづいており、本来、懐紙は正親町実文↓法守法親王↓光厳天皇と接続していたことがわかる。ちなみに、一二紙目の経文は藥王菩薩本事品第二三から妙音菩薩品第二四へとわたることから、「法華経要文和歌懐紙」は一品経として作成されたものではないことがここでも確かめられる。

その一方、一四紙目の尊道法親王は、末尾の一行が光厳天皇の冒頭と同一であることからうかがえるように、一二紙目の法守法親王とほぼ同一の部分摺られている。法守法親王は藥王菩薩本事品第二三に、尊道法親王は妙音菩薩品第二四に結縁することから考えて、両者は別の版経とみるべきではないだろうか。つまり、「法華経要文和歌懐紙」は一部ではなく二部、あるいはそれ以上作成された可能性があるため、このような矛盾が生じると考える。

ここで思い出されるのが「新千載和歌集」の二首、および新たにとりあげた『門葉記』の記述である。花園天皇の七回忌にあたり、願主として名があがっているのは、九二二番歌と『門葉記』では徽安門院、九〇六番歌では「法皇」すなわち光厳天皇と異なっている。同記にみえる「法華経一部」はあくまで在京していた徽安門院を中心に作られたものと解釈すると、九〇六番歌にみえるのは当時、河内の金剛寺に幽閉されていた光厳天皇⁴³を中心⁴⁴に作られたもの、という具合に複数部作成されたことを示す徴証となりうるのではないだろうか。資料のうえで漠然と推測しうるのが実際の懐紙から確かめられたわけであるが、光厳天皇を中心⁴⁵に作成されたと思しきものがどのような伝来をたどったのか、六〇枚ちかくのこる懐紙が果たしてどちらに相当するか、を特定するにはいたっていない。

おわりに

以上、「法華経要文和歌懐紙」について、伝来および形態の面から検討を加えてきた。

まず、一般的な所見をまとめておくと、花園天皇の七回忌にあたり、和歌懐紙の紙背に法華経を摺写して作られたものであることは、『門葉記』の記載からも動かないであろう。ただし、版経の痕跡を判

読すると、これらは願主ごとに作成された可能性が高く、うち一部は青蓮院に伝来したと考えられる。近世にはいると、多くは懷紙の面と版経の面とに相剥ぎされたうえ散逸したと考えられ、各本で得られた情報を合わせると、一七世紀後半から一八世紀前半、および一八世紀後半から一九世紀前半が大きな画期とみられる。当初は相当数の懷紙が存在したはずであるが、結果、現状では六〇枚ほどのこるにすぎない。

このうち、立命館本は二三枚の懷紙をふくみ、妙満寺本の二〇枚とならび母体数の大きなものである。もとは宇土細川家の旧蔵品で、戦後、熊本・天の屋から反町茂雄を経由して大橋理祐の手にわたり、昭和三三年に藤井孝昭が購入した。版経の痕跡を分析すると、巻第六の二紙分を欠損するのみであり、常照皇寺本と大東急本を合わせると、これを補完できる。本来の形にいちばん近いのが他本にはない特色であり、供養を支点とした南北朝期における天皇家や廷臣たちの秩序を知ることのできる重要な資料といえるだろう。

さいごに、本稿をなすにあたり、実際に調査したのは立命館本と妙満寺本で、ほかは図版によっている。のこる懷紙を見ることが、新たな点、あるいは補正を必要とする点もあると思われるが、この点については次に期したい。

注

- (1) 藤井による蒐集の過程などについては、藤井慶『時代の旅人―骨董を愛するものは、いにしえに遊ぶ』(同時代社、二〇〇五年七月)に詳しい。ここでコレクションに捺される「永観文庫」という蔵印について付言しておく、この印はあくまで藤井が個人的に、あるいは生前に財団法人の設立を考えて用いたものであり、財団として設立された藤

井永観文庫のものではない。『思文閣古書資料目録』二〇〇(思文閣出版、二〇〇七年一月)をはじめ、近年、「永観文庫」印を捺す作品を売立目録でみかけるが、その解釈には慎重を要すると考える。

- (2) 寄贈された四三三点のうち仏教関係資料については、立命館大学二一世紀COEプログラム「京都アート・エンタテインメント創成研究」のサブプロジェクトである「真言密教を中心とした聖教世界の研究」において学術的な調査が行われ、その成果は展覧会や誌上での公開という形で結実したことを特記しておく。

- (3) 供養経については、宮原彩「漣返経・消息経・人形を作ること」(『御影史学論集』二一、一九九六年一〇月)、拙稿「紙背に数字のある宸翰―後深草天皇宸翰消息―」(『京都国立博物館蔵 宸翰―文字に込めた想い―』京都国立博物館、二〇〇五年三月)などを参照。

- (4) 林屋辰三郎「寺宝調査」のころ」(『学叢』四、一九八二年三月)。
- (5) 同「光厳天皇宸翰に就いて―大徳寺蔵伝後醍醐天皇宸賛大燈国師像の研究―」(『清閑』一五、一九四三年三月)。

- (6) 『新編国歌大観 第二巻 勅撰集編』(角川書店、一九八三年二月)によった。

- (7) 同「光厳天皇について―常照皇寺の開基―」(『京都寺史考』法蔵館、一九七二年九月、初出一九六四年八月)。

- (8) 同「中世歌壇史の研究 南北朝期」(明治書院、一九六五年一月)。

- (9) 同「花園院七回忌法華經要文和歌」(『京極派和歌の研究』笠間書院、一九八七年一〇月、初出一九七九年八月)。同書は『改訂増補新装版京極派和歌の研究』(笠間書院、二〇〇七年一月)が刊行された。なお、井上宗雄『改訂新版 中世歌壇史の研究 南北朝期』(明治書院、一九八七年五月)では、岩佐論文の論旨を含めた補注がほどこされている。

- (10) 同「北朝天皇宸翰概要」(『村田正志著作集 第二巻』思文閣出版、一

- 九八三年八月、初出一九八〇年三月)。
- (11) 『解説版 新指定重要文化財 九』(毎日新聞社、一九八四年三月)。
- (12) この解釈は『宸翰英華 別篇北朝』(思文閣出版、一九九二年八月)の解説(山本信吉執筆)にも引き継がれている。
- (13) 『京都の文化財 第二一集』(京都府教育委員会、二〇〇四年二月)。
その後、大東急本についても同様の言及がなされている。
- (14) 近年、刊行された飯倉晴武『地獄を二度も見た天皇 光厳院』(吉川弘文館、二〇〇二年二月)や小松茂美『天皇の書』(文藝春秋、二〇〇六年四月)も同様の見解を踏襲している。
- (15) 京都国立博物館に寄託されているもので、実見した。本稿に全図版を掲載したが、『藤井永観文庫所蔵 天皇の詩歌と消息―宸翰にみる書式―』(立命館大学二一世紀COEプログラム、二〇〇六年三月)にも掲載されている。
- (16) 反町茂雄『一古書肆の思い出四 激流に棹さして』(平凡社、一九八九年八月)。
- (17) その後、昭和五二年五月には妙満寺本とともに同所で撮影が行われており、これは指定調査にともなうものと思われる。
- (18) 鈴木徳三編『弘文荘待賈古書目録索引』(八木書店、一九八八年五月)による。
- (19) 注(1) 藤井著書。
- (20) 京都国立博物館に寄託されているもので、実見した。いまのところ、全図版が掲載されたものはない。
- (21) 木下政雄編『日本の美術八四 手鑑』(至文堂、一九七三年五月)、森繁夫『古筆鑑定と極印 復刻版』(臨川書店、一九八五年一月)。
- (22) 了栄の極札には、妙満寺本のように十二支のみを記すものと、干支を記すものがあるが、この違いが何によるのかは不明。
- (23) 本正寺については現在のところ不明であるが、「京都坊目誌」(『新修京都叢書 第一九巻』臨川書店、一九六八年七月)や「旧都巡遊記稿」(『新撰京都叢書 第四巻』臨川書店、一九八五年七月)には、上京区正往寺町に妙満寺派の寺院として本正寺がみえる。
- (24) 「聚楽行幸和歌巻 烏丸光広筆」(京都国立博物館蔵)にも同様の貼紙がみえる。
- (25) 図版は『古筆手鑑大成 第一六巻 重文古筆手鑑』(金沢市立中村記念美術館蔵) (角川書店、一九九五年二月) による。
- (26) 注(25) 解題(平林盛得執筆)。
- (27) 図版は『大東急記念文庫善本叢書 中古中世篇 別巻三 手鑑 鴻池家旧蔵』(汲古書院、二〇〇四年八月) による。
- (28) 注(27) 解説(井上宗雄執筆)。
- (29) 図版は注(13)のほか、『光厳天皇遺芳』(常照皇寺、一九六四年八月)、赤松俊秀『京都寺史考』(法蔵館、一九七二年九月) による。
- (30) 図版は別府節子「古筆手鑑「見努世友」」(『出光美術館報』一一六、二〇〇一年八月) による。
- (31) 図版は『陽明叢書 国書編一五輯 大手鑑・予楽院臨書手鑑』(思文閣出版、一九七八年二月) による。村上翠亭・高城竹苞共著『近衛家熙写手鑑の研究 仮名古筆篇』(思文閣出版、一九九八年二月) にも図版が掲載されている。
- (32) 出自や生没年については、注(9) 岩佐論文のほか、野島寿三郎編『公卿人名大事典』(日外アソシエーツ、一九九四年七月)、「本朝皇胤紹運録」(『群書類図部集 第二』続群書類従完成会、一九八五年四月) による。
- (33) 注(9) 岩佐論文によれば、懐紙の様式などから、崇光天皇が隠名として用いたとされる。
- (34) 注(9) 岩佐『改訂増補新装版 京極派和歌の研究』では、「第七章 花園院七回忌法華経要文和歌 補遺」として中村記念美術館本と大東

急本にふれており、歌数は本表と同じとなる。

- (35) 『大正新修大藏經図像 第二二卷』(大藏出版株式会社、一九三四年七月)に活字化されているが、本稿では京都国立博物館に配架の写真帳を利用した。

- (36) 供養經として作成され、青蓮院に伝来し、流出したという点では、前田育徳会の所蔵する国宝「三朝宸翰」と同様である。この点については別稿を用意しているが、一類の作品は現在、各所に存在する。このうち妙心寺の所蔵する重要文化財「花園天皇宸翰消息」は、表具の裏に大文字屋宗種による正保四年(一六四七)一月の寄進銘があり、散逸の時期をはかる目安となる。「三朝宸翰」については、坂元正典「三朝宸翰について 上・下」(『MUSEUM』一一五・一一六、一九六〇年一〇・十一月)、大文字屋については谷晃「先祖記」と大文字屋―京都の豪商大文字屋の盛衰―(『野村美術館 研究紀要』九、二〇〇〇年三月)を参照。

- (37) 『唐招提寺藏 春日版 定本法華經』(霊友会、一九七八年一月)を参照した。

- (38) 注(27) 図版により、大東急本の当該箇所を示すとつぎのようになる。
- | | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 復有小千界 | 微塵数菩薩 | 余各八生在 | 当得成仏道 |
| 或有四三二 | 如此四天下 | 微塵数菩薩 | 随数生成仏 |
| 或一四天下 | 微塵数菩薩 | 余有一生在 | 当得一切智。 |
| 如是等衆生 | 聞仏寿長遠 | 得無量無漏 | 清浄之果報 |
| 復有八世界 | 微塵数衆生 | 聞仏説寿命 | 皆発無上心 |
| 世尊説無量 | 不可思議法 | 多有所饒益 | 如虚空無辺 |
| 雨天曼陀羅 | 摩訶曼陀羅 | 釈梵如恒沙 | 無数仏土衆 |
| 雨梅檀沈水 | 繽紛而乱墜 | 如鳥飛空中 | 供散於諸仏。 |
| 天鼓虚空中 | 自然出妙声 | 天衣千万億 | 旋轉而来下 |
| 衆宝妙香炉 | 烧無価之香 | 自然悉周遍 | 供養諸世尊 |

(八六)

其大菩薩衆 執七宝旛蓋 高妙万億種 次第至梵天
 一諸仏前 宝幢縣勝旛 亦以千万偈 歌詠諸如来
 如是種種事 昔所未曾有 聞仏寿無量 一切皆歡喜
 仏名聞十方 広饒益衆生 一切具善根 以助無上心

爾時仏告弥勒菩薩摩訶薩阿逸多其有衆
 生聞仏寿命長遠如是乃至能生一念信解
 所得功德無有限量若有善男子善女人為
 阿耨多羅三藐三菩提故於八十万億那由
 佗劫行五波羅蜜檀波羅蜜尸羅波羅蜜辱
 提波羅蜜毘梨耶波羅蜜禪波羅蜜除般若
 波羅蜜以是功德比前功德百分千百分千

□で囲んだ文字は判読できたもので、下線①は立命館本八紙目の、下線②は大東急本の要文にあたる。

- (39) 法華版經のうち、管見で卷第六の法量を知りうるものを示すと、本禪寺の所蔵する重要文化財「法華經」が二八・五×一〇五九・一cm、唐招提寺の所蔵する「春日版 法華經」が二七・〇×一〇八三・五cmとなる。なお、法量は「法華經」写經と莊嚴」(奈良国立博物館、一九八七年三月)によった。

- (40) 兜木正亨『法華版經の研究 兜木正亨著作集第一卷』(大東出版社、一九八二年六月)。

- (41) 一二紙目や一六紙目から考えると、摺られた經文が別の品へとわたっている場合、その經文に要文が二つ以上あっても品がわかることはない、という点も指摘できそうである。

- (42) 九〇六番歌の詞書に「徽安門院イ」とあるのが何によっているのか、諸本の比較が必要であろうが、江戸時代中期の書写とみられる『二十一代集』(京都国立博物館蔵)にふくまれる「新千載和歌集」にはこの文言はみえない。

(43) 光厳天皇の動向については、注(14) 飯倉著書や佐藤進一『日本の歴史九 南北朝の動乱』(中央公論社、一九六八年三月)を参照。

(44) 複数部作成の一例をあげると、嘉元三年(一三〇五)七月の後深草天皇の一回忌では、子の伏見天皇をはじめ、縁者七名がそれぞれ故人より送られた消息の裏に法華経や浄土三部経などの経典を書写している。

注(3) 拙稿参照。

(45) 供養が営まれたべつの京都の寺院、あるいは河内の金剛寺などがあげられよう。なお、金剛寺の聖教類については、国際仏教学大学院大学の落合俊典を研究代表者とする科学研究費の成果として報告書『金剛寺一切経の総合的研究と金剛寺聖教の基礎的研究』(二〇〇七年三月)が刊行された。